



鳥取県公報

令和 7 年 5 月 20 日（火）
第 9 6 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（337）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	家畜伝染病の発生（338）（家畜防疫課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（339）（畜産試験場）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（340）（中小家畜試験場）・・・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（21）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（教育センター）・・・・・・・・・・ 5
	落札者の決定（5 件）（〃）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ鳥取本店 鳥取市南吉方二丁目9ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一
鳥取市南限408
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
変更前 （仮称）ドン・キホーテ鳥取本店
変更後 ドン・キホーテ鳥取本店
 - 大規模小売店舗を設置している者の住所
変更前 鳥取市商栄町251-8
変更後 鳥取市南限408
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 大原 孝治
変更後 代表取締役 吉田 直樹
- 変更年月日
平成28年11月25日ほか
- 届出年月日
令和7年4月17日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和7年5月20日から4月間
- 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第338号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡北栄町	令和7年4月16日

鳥取県告示第339号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月20日

鳥取県畜産試験場長 井 上 真 寛

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

大山乳業農業協同組合

鳥取県家畜改良協会

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月20日

鳥取県中小家畜試験場長 尾 崎 裕 昭

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

令和7年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 日時 令和7年5月20日（火） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

（1） 第27回参議院議員通常選挙について

（2） その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年5月20日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年6月8日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和7年6月9日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和7年6月23日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年6月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和7年6月10日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年6月17日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年6月24日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年6月24日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

- | | |
|---------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和7年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和7年3月31日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 80,005,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和7年度県立学校（東部地区）電話交換機等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年3月31日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日海通信工業株式会社鳥取支店
鳥取市湖山町南三丁目277-2 |
| 5 落 札 金 額 | 24,421,320円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年2月18日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調 達 件 名 及 び 数 量	令和7年度県立学校（西部地区）電話交換機等賃貸借 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和7年3月31日
4 落札者の名称及び所在地	和幸電通株式会社 島根県松江市古志原二丁目22-14
5 落 札 金 額	25,363,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和7年2月18日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立学校（東部地区）教育用パソコン等賃貸借 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和7年3月31日
4 落札者の名称及び所在地	NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所 米子市両三柳2371-8
5 落 札 金 額	136,392,960円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和7年2月18日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立学校（中部地区）教育用パソコン等賃貸借 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和7年3月31日
4 落札者の名称及び所在地	NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所 米子市両三柳2371-8
5 落 札 金 額	40,695,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和7年2月18日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立学校（西部地区）教育用パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年3月31日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所
米子市両三柳2371－8 |
| 5 落 札 金 額 | 131,102,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年2月18日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |